

2005年7月12日

#### 頂いたご意見

- ・ 価値観が多様化し、社会全体に指導者層にたいする不信感が蔓延する逆境の中、このような難しい倫理規定制定へ多大な努力を続けられてきたことに敬意を表するとともに心より感謝いたします。以下、これまでの議論の過程も知らず僭越ですが気付き事項を記載させていただきます。

#### 倫理委員会からの回答

貴重なご意見、大変ありがとうございました。委員会で慎重に検討させていただきました。その結果を以下に順番に回答させていただきます。

#### 頂いたご意見

- ・ 前文については物足りなさを感じます。倫理規定全般を初めて読んで強く感じたことは外から規制されているということです。規定は形式上、外からの制約的表現とならざるを得ないかもしれませんが、内容は、あくまでも内発的、自発的なものであるべきだと考えます。その意味で、前文には、内発性、自発性を高める表現がもう少し強調されてもいいと思います。その方が外からの強制と言う印象が緩和され、自分が自らの意思でなそうと思っていたことを規定として表現したものだと感じることができ、規定として初めて実効のあるものになると思います。

練れていませんが、前文のはじめの方の文案例を記載します。参考下さい。

“ 20世紀前半、人類は、原子力という人類がこれまで経験したことの無い、従来の百万倍の発生密度を有する新たなエネルギー源を手にした。この原子力は人類に著しい利益をもたらすと共に、大きな災禍をも招く可能性がある。この功罪両面を有する原子力を人類の福祉に役立てられるかどうかはひとえに人類の英知にかかっている。このことを我々日本原子力学会員は常に深く認識すると共に、この原子力の平和利用に直接携わることができる誇りと使命を胸に、原子力による人類の福祉と持続的発展・・・ ”

#### 倫理委員会からの回答

ご指摘ありがとうございました。基本的には拝承いたします。ただ、「20世紀前半、人類は、原子力という人類がこれまで経験したことの無い、従来の百万倍の発生密度を有する新たなエネルギー源を手にした。」という文については、エネルギー利用だけを強調することになり放射線利用を軽視することになる、前文をあまり長くするのは避けるべき、等の意見があり、省かせていただきます。また、「使命を胸に」という表現は「使命感を胸に」という表現に直させていただきます。採用しようとしている前文の最初の部分は次の通りです。

原子力は人類に著しい利益をもたらすと同時に、大きな災禍をも招く可能性がある。功罪

両面を有する原子力を人類の福祉に役立てられるかどうかは、ひとえに人類の英知にかかっている。このことを我々日本原子力学会会員は常に深く認識するとともに、この原子力の平和利用に直接携わることができる誇りと使命感を胸に、原子力による人類の福祉と社会の持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。

#### 頂いたご意見

- ・ 憲章 4. “ 会員は、自らの能力の把握に努め、~~その能力を超えた業務を行うことに起因して~~行動が社会に重大な危害・・・ ” と単純化して、3.とする。

#### 倫理委員会からの回答

憲章第 4 条の目的は憲章第 2 条と同じく安全の確保ですが、第 2 条では安全優先の姿勢をとることを要求しているのに対し、第 4 条は能力を超えた業務を避けることを要求しているので、この部分は重要だと考えております。すなわち、結果として「安全が確保」されればいいと考えるのではなく、安全確保に向けて具体的行動を要求しているわけです。ご理解いただければ幸いです。

#### 頂いたご意見

- ・ 憲章 8. “ 会員は、原子力に従事することに誇りを持ち、~~その職の社会的な評価を高めるよう努力する~~自己の能力を最大限に発揮してその職務を遂行する。” 社会的評価はそのために努力して得るものではなく、後から自然についてくるものと考えます。

#### 倫理委員会からの回答

ご指摘の通り、社会的評価は尊敬に足る行動をとっていれば自然についてくるものです。努力して得るものでないとお考えもあるかも知れませんが、委員会は努力無しには得られないものと強く認識しております。社会的評価を高めることを目標に尊敬に足る行動をとることは大切なことだと考えます。これを「社会的評価を高めるよう努力する」という文で表しています。

#### 頂いたご意見

- ・ 憲章（又は行動の手引き）の一項目として、核兵器廃絶への不断の努力（核兵器開発への反対の意思表示を含む）を掲げるべきだと考えます。先哲の言葉に「如かず彼の万祈を修せんよりはこの一凶を禁ぜんには」とありますが、平和利用と核兵器廃絶は表裏一体です。核兵器廃絶へ努力する心、戦う心が平和利用を促すことになると考えます。

#### 倫理委員会からの回答

ご指摘の点、大切なことだと存じます。そこで「核兵器廃絶へ向け不断の努力を払う。」

のような条文を追加することも検討しました。しかし普段の業務内容から核兵器廃絶へ向けての具体的な行動を起こすというのは、実際問題として困難と考えられます。そこまで要求するのは倫理規程の範囲を越えるのではないかという意見があり、今回は見送ることとしました。倫理規程としてこのような内容をどこまで盛り込むべきかについては委員会でも意見が分かれており、今後さらに検討していきたいと存じます。なお、新たな核兵器製造を防ぐための核拡散防止の注意は、日本原子力学会会員の義務だと考えられます。そこで<核拡散への注意> 1 - 3 .として次のような条文を加えることを考えております。

会員は、原子力技術が核兵器の研究・開発・製造等に結びつく恐れがあることを認識し、自らの行動が結果として核拡散に寄与することがないように最大限の注意を払う。